

横浜市行政不服審査会答申  
(第135号)

令和5年12月12日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、横浜市港北福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づき審査請求人に支出した生活保護費について返還を求め、かかる返還金について法第 77 条の 2 第 1 項に基づき令和 5 年 4 月 27 日付け生活保護費用徴収金決定処分（港北生支第▲▲号。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、返還金額の認定に誤りがあると主張して本件処分の取消しを求めるものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が相続により令和 4 年 10 月に所有名義を取得した不動産（以下「本件不動産」という。）を同月 23 日に売却したところ、処分庁が売買契約日を含む令和 4 年 10 月分以降の医療扶助に要した費用の全額を法第 63 条の返還金額と認定したことについて、健康保険及び介護保険の自己負担料率を超える部分を返還させることは不公平・不平等であって違法又は不当であり、これを前提とした法第 77 条の 2 に基づく徴収金決定処分も違法又は不当であって取り消されるべきである。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 生活保護を受給する者は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 5 条、同法第 6 条第 9 号、同法第 8 条第 2 項に基づき、保護を受ける日から国民健康保険の被保険者の資格を失う。介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条第 2 号に定める第二号被保険者は、同法第 7 条第 8 項、同法第 11 条第 2 項に基づき、医療保険加入者でなくなった日から介護保険の被保険者の資格を失う。
- (2) 処分庁の担当職員は、令和 4 年 8 月 25 日、審査請求人に対し、保護のしおりに基づき、法第 63 条の制度説明をした。
- (3) 保有を容認していた不動産にかかる法第 63 条の資力の発生時点を当該不

動産の売買契約成立日の令和4年10月23日と認め、同月初日である令和4年10月1日から保護廃止の前日である令和5年2月28日までを適用期間とする生活保護支弁額2,560,214円全額を法第63条返還金額及び法第77条の2徴収金額としたことは適法である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令の規定等

ア 法第19条第1項は、次のとおり規定する。

「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」

イ 法第19条第4項は、次のとおり規定する。

「前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」

ウ 法第63条は、次のとおり規定する。

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

エ 法第64条は、次のとおり規定する。

「第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」

オ 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

カ 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

キ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号）第 1 項第 16 号及び第 20 号は、次のとおり規定する。

「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 4 項及び第 55 条の 4 第 2 項(同法第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)、…の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(16) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(20) 法第 77 条から第 78 条の 2 までの規定による費用等の徴収に関すること。」

ク 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV-3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権

については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とする。

(2) 認められる事実

ア 令和 4 年 7 月 30 日、審査請求人は処分庁に対し生活保護の申請を行い、同年 8 月 10 日、処分庁は、審査請求人に対して、法第 19 条による保護開始決定処分を行った。

イ 審査請求人は、保護開始時点で、本件不動産を所有し、本件不動産に居住していた。

ウ 処分庁は、保護開始時点で、本件不動産の保有を容認した。

エ 処分庁の担当者は、令和 4 年 8 月 25 日、審査請求人に対し、保護のしおりに基づいて生活保護制度を説明するとともに、本件不動産を売却した際には、売買契約成立以降に支給する保護費は返還になることを伝えた。

オ 審査請求人は、令和 4 年 10 月 23 日、本件不動産を 2,050 万円で売却した。売買代金の支払日について、手付金 50 万円は契約締結時、残金 2,000 万円は令和 5 年 3 月 20 日と定められていた。

カ 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に、審査請求人は、生活扶助、医療扶助及び介護扶助の支給を受けた。

キ 令和 5 年 4 月 16 日、処分庁は、令和 5 年 3 月 1 日付けで保護を廃止した。

ク 処分庁は、令和 5 年 4 月 27 日、本件不動産の保有否認日を売買契約成立日である令和 4 年 10 月 23 日とし、本件不動産の売却代金について法第 63 条及び法第 77 条の 2 第 1 項を適用して、同月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までを適用期間とする生活保護費用支弁額 2,560,214 円についての法第 63 条に基づく返還金決定処分及び本件処分を行った。

(3) 法第 77 条の 2 に基づく処分にかかる審査請求の判断枠組みについて

法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「返還金決定処分」という。)は、生活保護受給者が本来ならば受けるべきでなかった保護金品を得た場合の事後調整を目的として、保護費の返還の要否及びその範囲について判断をした上で行う処分であり、その効果は、費用返還の義務付けである一方、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分(以下「徴収金決定処分」という。)は、法第 63 条に基づく返還金に係る債権の存在を前提とし、当該債権を強制徴収公債権として徴収することを目的として行う処分であり、その効果は、国税徴収の例により徴収することができるようになることである。すなわち、返還金決定処分により、費用返還の義務付けがなされ、当該義務を前提とした上で強制徴収公債権とするのが徴収金決定処分となる。

法第 77 条の 2 第 1 項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが相当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)」という要件を定める。ここにいう「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」とは、法第 63 条に定める要件と同一であって、徴収金決定処分の前提である返還金決定処分において判断されるものであるから、徴収金決定処分において改めて判断されるべきものではない。よって、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」か否か、すなわち費用返還義務の有無及び返還金額については、徴収金決定処分に係る本件審査請求において判断の対象とならない。

なお、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、その目的、効果及び審査請求先を異にし、かつ、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対し不服申立てを行うことができるのであり、同処分の適否を争うための手続保障が十分に与えられているのであるから、返還金決定処分に不服がある場合は同処分に対して不服申立てを行うべきであり、徴収金決定処分に対する本件審査請求において返還金決定処分の違法性を主張することも認められない。

この結果、徴収金決定処分である本件処分の違法性についての争点は、法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第 22 条の 3 該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

(4) 法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及び規則第 22 条の 3 の趣旨

法第 77 条の 2 第 1 項括弧書き及びこれを受けた規則第 22 条の 3 は、法第 63 条に基づき生活保護費用の返還義務を負う生活保護受給者の生活保障と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うことを目的とした規定である。保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあつた場合にまで、法第 77 条の 2 第 2 項の国税徴収の例と同様に強制徴収を行うことは、生活保護受給者の生活保障に対する影響が大きく、相当とは認められないことから、上記のような規定が置かれたと認められる。

したがって、規則第 22 条の 3 の定める要件該当性の判断に際しては、かかる生活保護受給者の生活保障と保護の実施機関の徴収の負担とを比較衡量しつつ、保護金品の交付について実施機関の帰責性が認められるか否かをもって判断すべきである。

(5) 本件処分について

ア 審査請求人は、保護開始決定時点で、本件不動産を保有し、保有を容認されていたが、令和 4 年 10 月 23 日にこれを売却し、令和 5 年 3 月 20 日に売買代金を受領した。

イ 本件処分で徴収の対象となっている令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの保護費の支給当時、保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあつた事情は認められない。

ウ 審査請求人は、東京高裁令和 2 年 6 月 8 日判決に照らしても、医療扶助又は介護扶助についてその全額が法第 63 条の返還金となることの説明をしないまま、同額を徴収金とすることは違法又は不当であると主張する。

エ 前項の裁判例は、返還金決定処分についての判示であり、徴収金決定処分についての判断ではないこと、職権により生活保護開始が決定された事案についての判断であることから、本件とは事案が異なる。また、返還金決定処分の範囲の認定が不適切である旨の主張は返還義務そのものを争う主張であり、返還金決定処分の違法性に関するものであって、本件審査請求においては判断の対象とはならない。

オ なお、念のため、医療扶助又は介護扶助の支弁額全額が法第 63 条の返還対象となることの処分庁による説明の有無が本件処分に影響するかどうかについて検討する。

カ 処分庁の担当者は、令和 4 年 8 月 25 日、審査請求人に対し、本件不動産を売却した際には、売買契約成立以降に支給する保護費は返還になる

ことを伝えているところ、仮にその具体的な金額や算定方法についてまで説明しなかったとしても、この説明の有無により、処分庁が審査請求人に対して保護金品を交付すべきではない事情が生じるものではない。よって、本件は、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われた」（法第 77 条の 2 第 1 項、規則第 22 条の 3）場合には該当しない。

キ したがって、本件において法第 77 条の 2 第 1 項、規則第 22 条の 3 及び適正運営通知Ⅳ－3 に定める保護実施機関の帰責事由が処分庁にあったとは認められない。

(6) 本件において、法第 63 条に基づく返還金決定処分と同額の徴収額を算定したことに違法又は不当はなく、ほかに本件処分を違法又は不当とすべき理由も見当たらない。

(7) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(8) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(9) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。



《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年6月9日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年6月30日	・ 弁明書等の受理
令和5年7月4日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年8月19日	・ 反論書の受理
令和5年8月24日	・ 反論書の送付
令和5年10月30日	・ 審理手続の終結
令和5年11月6日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年11月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年12月12日	・ 調査審議